

<様式1>

令和6年度 津山市立広戸小学校 いじめ防止基本方針

令和5年 4月改定

めざす児童像

- ・お互いの人権を尊重し、身の周りの矛盾や不合理に気づき、いじめをやるさない子
- ・学校生活の中で、自尊感情を高めながら自らの課題に意欲的に取り組む子
- ・自他の良さを知り、仲間を大切にして支え合う子

いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめは、全ての児童に関係する問題だと考える。いじめ問題への対策は、児童がいじめを行わないことだけでなく、いじめを認識しながら助長したり傍観したりすることがないよう、いじめられた児童の心身に及ぼす深刻な影響について、全ての児童が理解できるように行う。また、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識して、いじめ防止等の対策に取り組む。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針の内容をPTA総会や学校だより等で保護者や地域に知らせる。
- ・アンケート結果等を活用して、学級懇談会等でいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に活かす。
- ・児童のネットを含むスマホ等の利用を管理するのは保護者であることから、家庭でのルール作りについて学級懇談や地区懇談会等で情報交換や協議の場を設定する。
- ・PTAと連携し、PTA講演会等で人権問題や情報モラルに関する研修を積極的に行うようにする。
- ・学校評議員やスクールガード、民生委員等の協力を得て、地域の方々との連携を密にし、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。

学校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

【未然防止】

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・いじめへの対処】

- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いや問題行動の情報収集と共有、記録
- ・組織的対応の中核

【学校基本方針に基づく各種取組】

- ・年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの未然防止等に係る校内研修の企画・実施
- ・学校基本方針の見直し

<対策委員会の開催時期>

- ・年3回開催(学期ごと)

<構成メンバー>

- 【校外】SC、SSW、PTA会長、民生委員、地域学校協働活動推進員
- 【校内】校長、教頭、生徒指導担当、教育相談担当、担任、養護教諭等

※いじめに関する記録は生徒指導主事が行い、指定ファイルに綴じる。

全教職員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・津市教育委員会
- ・児童相談所
- ・津市こども保健部

<連携の内容>

- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣
- ・不登校傾向の児童の支援のためSC・SSW等との連携

<学校側の窓口>

- ・教頭

<連携機関名>

- ・津山警察署生活安全課
- ・津山市青少年育成センター
- ・津山サポートセンター

<連携の内容>

- ・非行防止教室の実施
- ・定期的な情報交換

<学校側の窓口>

- ・教頭・生徒指導担当

学校が実施する取組

(校内指導体制の確立)

- ・学校の生徒指導方針やいじめ防止基本方針に基づいて、いじめ対策委員会を中心として、校内組織を整備する。
- ・学校の教育活動全体を通して、いじめの防止に資する多様な取組を、体系的・計画的に行う。

(わかる授業づくり・互いに認め合う温かい人間関係)

- ・一人一人が認められ、だれもが活躍できるわかる授業づくりを目指し、自己有用感を高める。
- ・学習規律に支えられたわかる授業づくりや、温かい人間関係の学級集団づくりを通して一人一人が大切にされる学級づくりを目指す。
- ・子ども同士の支え合いができるように、子どもが主体的に取り組む学級経営を目指す。
- ・特別活動を重視し、ペア学年・縦割り活動・児童会が主体的に取り組む活動を取り入れ、上級生が手本となることで自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを目指す。
- ・児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう、道徳教育や人権教育及び児童の主体的な活動を充実させる。

(児童会活動)

- ・いじめについて考える週間において、児童が主体となった取組を行う。また、縦割り活動やアピール集会などの取組も進める。

(情報モラル教育)

- ・ネットいじめを防止するために、情報発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるため、情報モラルに関する授業を外部講師をよび、全学年で授業を行う。

(教員研修)

- ・教職員の指導力向上のために、いじめの認知や対応力、集団づくり、ネットのいじめ等の今日的課題についての研修を行う。

(家庭・地域との連携)

(実態把握・情報共有)

- ・日頃から児童の小さい変化を観察し、教職員間で情報を共有する。
- ・いじめの早期発見のためにアンケートや教育相談を実施し、得られた情報は教職員間で早急に共有する。

(校内教育相談体制の確立)

- ・相談担当教員を児童に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるようになる。
- ・SC(スクールカウンセラー等)の専門家を活用する。

(いじめの発見や相談を受けたときの対応)

- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合や相談機関からいじめに関する情報提供があった場合には、正確・迅速に事実関係を把握する。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐに児童から経緯を聴き取る。

(教職員の組織的な対応と関係機関との連携)

- ・いじめの発見・通報・相談を受けた教職員は、速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ・いじめ対策委員会における情報共有後は、事実関係確認の上、組織的対応方針を決定し、いじめられた児童を徹底して守り通す姿勢で対応する。

(いじめられた児童とその保護者への支援)

- ・児童から事実関係の聴取を行い、安心して学習等に取り組むことができるよう環境を整え、安心・安全を確保する。
- ・状況に応じて、SC(スクールカウンセラー等)の専門家の協力を得ながら、きめ細かく対応できる体制をつくる。
- ・いじめが解消に至るまで児童の支援を継続し、精神的ケアを行う。

(いじめた児童への指導とその保護者への助言)

- ・いじめた児童から事実関係の聴取を行い、その背景にも目を向けながら、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。
- ・いじめを確認した場合、必要に応じて専門家の協力を得て、組織的に対応していじめをやめさせるとともに、再発防止の措置をとる。
- ・事実に対する保護者の理解を促し、学校と連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求める。

(他の児童への働きかけ)

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせ、いじめを止めたり誰かに知らせたりするよう指導する。
- ・はやし立てるなど同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。

(ネット上の不適切な書き込み等への対処)

- ・ネット上の不適切な書き込み等に対しては、削除要請や指導を行う。
- ・加害の児童に対して、被害児童に与える影響の大きさについて認識させ、反省を促す。
- ・加害児童が特定できない場合でも、情報モラルや法的責任についての全体指導を行う。

① いじめの防止

② 早期発見

③ いじめへの対処